令和８年11月　　豊島区

都営住宅（豊島区地元割当）

入居者募集のご案内

都営住宅（豊島区地元割当）は、豊島区民を対象として豊島区が申込受付を行う都営住宅の募集です。

入居資格の確認のため、**東京都住宅供給公社が募集を行う都公募（東京都民を対象とした募集）の募集案内（「～家族向・単身者向～都営住宅入居者募集のご案内」）も必ずご確認ください。**

資格を満たしている場合、豊島区地元割当と都公募の両方に申込ができます。

申込番号	募集する住宅名	募集戸数	入居者数
1	高松三丁目第４	1戸	1～2人
2	北池袋	2戸	1～2人
3	南大塚二丁目	2戸	1～2人

募集案内配布期間	**令和8年11月2日(月)から令和8年11月11日(水)**

オンライン申込

申込期間　令和８年 11 月２日(月)～17 日(火)

都営住宅（豊島区地元割当）募集サイト

https://logoform.jp/form/gXWR/1821289

郵送・窓口申込

申込書受付期間　令和８年 11 月２日(月)～17 日(火)

窓口は平日８時 30 分から１７時 15 分

郵送は、11月17日（火）までに豊島区くらし・居住支援課に届いたものに限り受け付けます。
消印有効ではありませんのでご注意のうえ早めに投函してください。

抽選日	日時：令和８年12月３日（木）午前10時から 場所：区役所本庁舎５階510会議室 ※抽選会への参加は当落に影響されません

【問い合わせ】

豊島区地元割当
豊島区福祉部くらし・居住支援課居住支援グループ　☎03-3981-2683

都公募
東京都住宅供給公社都営住宅募集センター　☎03-3498-8894
東京都住宅供給公社都営住宅募集センターテレフォンサービス　☎03-3498-8894

募集する都営住宅

豊島区で募集する都営住宅は、次の５戸です。

申込番号の住宅の中で今後発生する見込みの空き家の募集となります。空き家が発生し、部屋の修繕等の入居準備ができたものを東京都住宅供給公社があっせんするため、部屋の指定（住宅の階数、号棟など）はできません。

申込番号	住宅名（主な所在地）主な交通機関	募集戸数	入居者数	間取り（専用面積）	予定使用料	建設年度・エレベーター
1	高松三丁目第４ （豊島区高松3-3） 東京メトロ有楽町線・副都心線「千川駅」下車徒歩10分	1戸	1～2人	1DK （32m^2）	19,900 ～ 39,200	平成17年 有 バリアフリー
2	北池袋 （豊島区池袋1-13） JR山手線「池袋駅」から 国際興業バス「豊島清掃事務所」下車徒歩5分	2戸	1～2人	2DK （34m^2）	18,400 ～ 36,200	昭和45年 有
3	南大塚二丁目 （豊島区南大塚2-36） JR山手線「大塚駅」・東京さくらトラム（都電荒川線）「大塚駅前駅」下車5分	2戸	1～2人	2DK （37m^2）	20,900 ～ 41,000	昭和46年 有

予　定　使　用　料

住宅の使用料は、住宅ごとに異なり（立地条件、住宅の広さ、建築年数等による）、世帯（申込者および同居親族）の所得に応じて決まります（※上記の使用料は募集案内作成時点の額のため入居時には改定されている場合があります）。

使用料は入居決定後の収入報告により決定します。

都営住宅には所得基準がありますので4ページを必ずご確認ください。

パートナーシップ宣言制度創設に伴う入居資格の拡大について

・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和４年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向けの申し込み資格を有することになりました。
・「パートナーシップ関係にある方」とは「東京オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第７条の2第２項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
・なお、入居資格のときに東京都のパートナーシップまたは豊島区ファミリーシップ・パートナーシップに関する制度による証明書の提出が必要です。
・この募集では「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表現しています。

申込方法	（１）４～６ページの入居資格を確認してください。 （２）８ページの記入例にしたがって申込書に必要事項を記入の上、**２か所に85円切手**を貼ってください。 （３）申込書を郵送もしくは豊島区のくらし・居住支援課の窓口に提出してください。 申込み後の流れは７ページを確認してください。
申込みにあたってのご注意	（１）申込書は１世帯につき１通のみ有効です。次のような申込みはすべて無効です。 ・１世帯で２通以上の申込書を送ったとき（同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず）。 ・申込者欄、同居親族欄を問わず、同一人の氏名を２通以上の申込書に記入したとき。 ※入居資格を満たせば同時に募集している都公募と1通ずつ申込むことは可能です。 （２）他の募集（公的住宅を含む）で、すでに合格・登録されている方は原則として申込みできません。 （３）申込み後に、申込み内容を変更することはできません。 （４）証明書類(住民票の写し等)を添付する必要はありません。抽せん後、当選となった方の資格審査のときに提出していただきます。 （５）申込みの代行業者は豊島区とは全く関係ありません。

入　居　資　格

単身者の場合　→ 1～7
二人世帯の場合→ 1～4、8、9
} すべてに当てはまることが必要です。

（★のついている箇所の詳細については、東京都住宅供給公社が募集を行う都公募（東京都民を対象とした募集）「～家族向・単身者向～都営住宅入居者募集のご案内」にて必ずご確認ください。）

申込むすべての方

★1　所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

家族人数	一般区分	特別区分
1人	0円～ 1,896,000円	0円～ 2,568,000円
2人	0円～ 2,276,000円	0円～ 2,948,000円
以下 人数が1人増えるごとに38万円を加算		

※家族人数＝申込者＋同居親族（パートナー含む）＋遠隔地扶養者数（申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で都営住宅に入居しない方。会社や税務署への「扶養親族の申告」が必要です。）

次の(1)～(6)のいずれかにあてはまる世帯は特別区分を適用します。
いずれにもあてはまらない世帯には一般区分を適用します。

(1)心身障害者を含む世帯（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上）
(2)60歳以上の世帯（昭和41年11月18日以前の生まれ）
(3)高校修了期までの子どもがいる世帯
(4)原子爆弾被爆者を含む世帯
(5)海外からの引揚者を含む世帯
(6)ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

★2　住宅に困っていること

申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持ち分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）、公的な住宅（UR賃貸住宅、公社住宅、都民住宅、公営住宅等）の名義人がいないこと。

★3　暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと（暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります）。

★4　都営住宅使用料等の滞納がないこと

以前に都営住宅にお住まいであった方で使用料等に未納がある方は、資格審査までに支払いを済ませること。

単身者の方

5　（単身者の場合）豊島区内に3年以上継続して居住していること

令和5年11月18日以前から豊島区内に引き続き3年以上居住している成年者（外国人については中長期在留者で、申込期間から審査日までに継続して在留資格を有している）で、そのことが住民票の写しで証明できること。

★6　（単身者の場合）配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

配偶者（内縁関係、婚約者、パートナーを含む）および同居している親族がいないこと。
※現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。

★7　（単身者の場合）次の資格要件のいずれかにあてはまること

(1)60歳以上（昭和41年11月18日以前の生まれ）
(2)障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度がつぎのいずれかにあてはまる方
　(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
　(イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者
　(ウ) 知的障害で（イ）の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で１度から4度）の方
(3)生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
(4)海外からの引揚者で、日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できる方（区内居住が3年未満でも可）
(5)ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方
(6)配偶者等から暴力を受けた被害者で(ア)または(イ)にあてはまる方
　(ア) 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性保護施設において保護が終了した日から起算して5年以内の方
　(イ) 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

二人世帯の方

8　(二人世帯の場合)豊島区内に居住していること

申込者が申込期間内に、豊島区内に居住している成年者(外国人については中長期在留者で申込期間から審査日までに継続して在留資格を有している)で、そのことが住民票の写しで証明できること。

※成年者(18歳以上、平成20年11月18日以前の生まれの方)

★9　(二人世帯の場合)同居親族がいること

(1)申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

(2)内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「見届けの妻(夫)」と記載されている住民票を提出できること。

(3)パートナーシップ関係の相手方がいる申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。

(4)外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

(5)申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みができますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

申込みから入居まで

豊島区

申込み

↓

抽せん番号の通知

○ 令和８年11月26日(木)頃に発送する予定です。

↓

抽せん会(公開)

○ 日　時：令和８年12月3日(木)午前10時から
○ 場　所：区役所本庁舎 5階 510会議室
※会場の定員の関係で入室できない場合があります。
抽せん会への参加は必須ではありません。

↓

抽せん結果

○ ホームページ
令和８年12月４日(金)午後５時頃 豊島区ホームページに掲載します。
○ 郵便による通知　令和８年12月10日(木)頃発送する予定です。
※電話による抽せん結果のお問い合わせにはお答えできません。

落　選

補欠※2

当選 ※1

※1 当選：入居資格審査に合格しないと入居できません。
※2 補欠：当選者に失格等が出た場合にのみ資格審査通知を発送します。

入居資格審査

○ 令和9年2月～6月
必要な書類をご提出いただき審査をいたします。

失　格　／　合　　格

○ 合格通知は、必要な書類をすべて提出していただいたあと、原則１か月程度で発送する予定です。

・申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。棟・間取・階数等の指定はできません。
・住宅の使用許可日（入居）は令和９年６月～令和10年２月頃までの予定です。あき家の点検や補修等の都合（中東情勢の影響を含む）により、令和10年３月以降になる場合もあります。

東京都住宅供給公社募集センター

都営住宅地あっせん通知書
および入居のご案内

○ 使用許可日の約１か月半前に発送
使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号、住宅の下見期間等お知らせします。

・入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認のうえ、必要な書類を期日までにご返送ください。
・保証金として、住宅使用料の２か月分をお支払いいただきます。
・入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方１名（または、１法人）が必要です。
　①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
　②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
・連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を経由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）。

住宅の下見

○ 使用許可日の約１か月前
下見は、指定の下見期間中に１回のみできます。（平日のみ）

入居手続き

○ 使用許可日の約２週間前に行います。
保証金（住宅使用料の２か月分）、連絡先となる方１名（または１法人※）が必要です。

鍵の受け取り

○ 使用許可日の約１週間前
入居手続き完了後「住宅使用許可書」を送りますので、管轄の窓口センターに持参し、鍵を受け取ってください。

入　　居

○ 使用許可日から15日以内に引越しとなります。
※補欠で待機いただく方についてはこちらのスケジュールとは異なる場合があります。

都営住宅使用申込書の記入例（太線内をご記入ください。）

[郵送する場合の注意]

必ず、付属の専用封筒（茶色）に入れて、110円切手を貼って郵送してください。（別途、申込書のはがき部分にも85円切手2枚が必要です。）

都公募の申込書は、都公募分に付属している専用封筒に入れて郵送してください。

地元割当

豊島区長 あて

令和8年11月 都営住宅〔豊島区地元割当〕使用申込書

抽せん番号

記入例をお読みのうえ、太線枠内のみ記入してください。

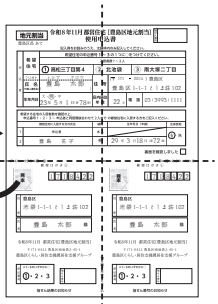
申込者	希望住宅	希望住宅の申込番号１～３の１つに○をつけてください。 入居者数１～２人			
		①高松三丁目第４	②北池袋	③南大塚二丁目	
	フリガナ 氏名（外国人通称名）	トシマ　タロウ 豊島　太郎（　　）	住所	（〒 171 － 0014 ）豊島区 豊島区1-1-1 としま荘102	
	生年月日	大・(昭)・平 23年 5月 1日（満 78 歳）	区内居住年数	22 年	電話 03（3993）1111

希望する住宅の入居者数を確認の上、申込番号１・２・３→ 申込者と同居親族合わせて２人まで の都営住宅に入居する方をご記入ください。				
	都営住宅に入居する方の氏名	続柄	生年月日（年齢）	生保受給
1	申込者	本人		(有)・無
2	豊島　花子	妻	29 年 3 月 18 日（満 72 歳）	

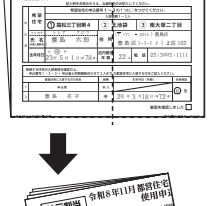
裏面を確認しました ☑

希望住宅の申込番号１～３の１つに○をつけてください。
※住宅の詳細は2ページに記載してあります。
記入もれや不備がある場合は無効となります。

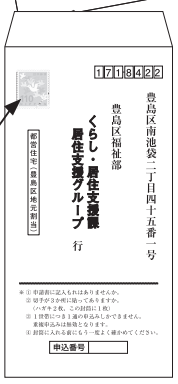
外国人の方は、氏名欄に本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。



申込書は切り取らずに4つ折にして入れてください。







付属の専用封筒（茶色）

切り離さないでください

郵便はがき②

見本

1718422

住所 豊島区 池袋1-1-1 としま荘102

氏名 豊島　太郎　様

令和8年11月 都営住宅〔豊島区地元割当〕

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

豊島区くらし・居住支援課居住支援グループ

申込番号 ※1～3のいずれかに○ ①・2・3

抽せん番号

抽せん結果のお知らせ

郵便はがき①

見本

1718422

住所 豊島区 池袋1-1-1 としま荘102

氏名 豊島　太郎　様

令和8年11月 都営住宅〔豊島区地元割当〕

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

豊島区くらし・居住支援課居住支援グループ

申込番号 ※1～3のいずれかに○ ①・2・3

抽せん番号

抽せん番号のお知らせ

85円切手2枚を必ず貼ってください。
切手の貼り忘れや金額不足の場合は、無効となります。ご注意ください。

110円切手を必ず貼ってください。